令和８年度 山形県浄化槽管理士に対する研修会 開催要領

１　目　　的

山形県では、令和２年３月に「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」（以下「改正条例」という。）を公布し、改正条例第１０条第３項に基づき、浄化槽保守点検業者は、専任の浄化槽管理士に対して浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。

当協会では、改正条例施行規則第７条の２及び事務取扱要領第５条の規定に基づき、浄化槽の保守点検に関する研修の指定を受け、標記研修会を開催いたします。

２　主 催 者　　公益社団法人山形県水質保全協会

３　開催日時　　令和 8 年 8 月 25 日（火）13 時から 16 時 30 分まで　（12 時 30 分から受付）

４　開催場所　　東根市さくらんぼタントクルセンター
999-3796　東根市中央一丁目 5 番 1 号
TEL ０２３７－４３－１１５５

５　定　　員　　50 名

６　対 象 者　　浄化槽管理士

７　受 講 料　　９，０００円／１人

８　申込方法　　申込書（別紙）により、FAX 又は郵送で申し込む

９　募集期間　　令和 8 年 4 月 20 日（月）から 6 月 19 日（金）まで

10　受付窓口　　公益社団法人山形県水質保全協会
住所：東根市大字野田 695-8
電話：0237-48-2469
担当：森

11　研修内容
１）浄化槽行政の動向
２）浄化槽の構造と機能
３）浄化槽の保守点検と清掃
４）山形県における浄化槽情報

12　修 了 証　　研修をすべて受講した者に「修了証」を交付する